

平成16年5月28日宣告
平成15年(わ)第730号等

主 文
被告人を無期懲役に処する。
未決勾留日数中300日その刑に算入する。
理 由

(罪となるべき事実)

第1 被告人は、暴力団員として活動していたが、平成6年ころ暴力団から脱退し、金融関係の仕事をするようになり、平成12年11月6日大麻及びけん銃所持による大麻取締法違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪の刑の執行を受けた後、健康食品販売の仕事をしていたところ、F(昭和35年7月25日生)が被告人からけん銃を預かっている旨警察に供述したため、上記刑で服役することになり、娘夫婦も離婚することになったから、いずれはFにその報復をしようと考えていた。被告人は、平成14年8月27日午後、Fに電話をかけ、自分と当時の妻Aが居住する千葉県佐倉市a b番地所在のcマンションに呼び出した上、同日午後7時ころから翌28日午前4時ころまでの間、cマンション203号室においてFとすごしたところ、Fが覚せい剤を大量に摂取して呼吸困難と意識不明の状態に陥った。そこで、被告人は、同日午前4時ころ、cマンション203号室において、殺意をもって、同室の居間床上に仰向けに横たわって苦しそうに息をしているFに対し、その口及び鼻付近に濡れたタオルをかぶせ、さらにタオルの上から右手をその口及び鼻に押し当ててふさぎ、その場で同女を窒息死させて殺害した。

第2 引き続き、被告人は、Aと共謀の上、Fの死体を遺棄しようとして、同日午後7時20分ころ、その死体を前記cマンション203号室から同県印旛郡d村e番地の山林まで運搬した上、そのころ、同所にFの死体を投棄した。

第3 被告人は、当時の妻Aが、被告人との生活を嫌って、群馬県新田郡fの実弟の下に身を寄せようになったため、Aを脅迫して連れ戻そうと考えた。そこで、配下のCと共謀の上、平成15年1月26日ころ、千葉県佐倉市g所在の被告人方から、実弟方にいるA(当時44歳)に電話をかけ、被告人において「早く帰って来い。逃げてたって、何日かかってもお前のことを見つけてだしてぶつ殺してやるからな。」などと、さらに、Cにおいて「兄貴からやれと言われたら、俺は姉さんをやらなきやなんない。そんなときは、姉さんだけじゃあ収まらない。」などとそれぞれ語気鋭く申し向け、A及びその親族の生命・身体等にかねる危害を加えかねない氣勢を示して脅迫した。

第4 被告人は、法定の除外事由がないのに、同年3月中旬ころ、前記g所在の被告人方において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類若干量を含む水溶液を自己の左腕部に注射し、覚せい剤を使用した。

第5 被告人は、前記第1の殺人、第2の死体遺棄の事実で起訴され、千葉県佐倉市表町h丁目i番地j所在の千葉県警察佐倉警察署に勾留されていたところ、同年5月29日午後4時10分ころ、同警察署2階留置場において、被留置者の動静を監視するなどの職務に従事していた同警察署警部補G(当時43歳)に対し、同人着用の制服の胸倉をつかんで引っ張り、その左大腿部を数回足蹴にするなどの暴行を加え、同警部補の職務の執行を妨害した。

(証拠の標目)省略

(事実認定の補足説明)

1 被告人は、公判廷において、Fを殺害したのは被告人ではなく、被告人の前妻Aである旨供述しており、弁護人も、それと同旨の主張をして、判示第1の殺人を争っている。

2 そこで検討すると、関係証拠から、Fが、平成14年8月27日午後7時ころ、被告人と当時の妻Aが居住していた千葉県佐倉市a b番地所在のcマンションを訪ね、翌28日午前4時ころまで、被告人とcマンション203号室ですごしたところ、覚せい剤を大量に摂取したため、呼吸困難と意識不明の状態に陥り、やがて死亡したことが認められ、そのことは被告人も争っていない。

(1) そこでさらに証拠を検討すると、Aは、公判廷において、Fが死亡した経過につき、大要以下のとおり供述している。

ア 被告人は、平成14年8月27日午後2時か午後3時ころ、Fに電話をかけ、良質の覚せい剤が入ったなどと述べて、Fを呼び出し、それに応じ

て現れたFとcマンション203号室ですごしており、午後9時ころ、被告人の指示で、203号室に食事を持って行くと、被告人とFは、覚せい剤を使用しているようだった。

イ 翌28日午前2時ころ、自分のいる201号室に来た被告人から、Fが、覚せい剤を普通の人なら死ぬくらい使ったが、まだ生きていと言われ、午前4時ころ、被告人から見せたいものがあると言われて、203号室に行ってみると、Fが奥のリビングの床にあおむけに倒れていた。

ウ Fは、激しく苦しそうに呼吸していたところ、被告人は、湿った白いタオルをFの顔に載せ、口と鼻をふさぐようにして、「俺に逆らうとこうなるんだ。」と、怖い顔で声を押し殺すように言った。被告人が1分くらいタオルの上から手で押さえていると、Fは、首を振らなくなり、その腕が床に落ちて赤紫色に変色していた。

(2) 上記Aの供述は、次の事情に照らして、信用性が非常に高いというべきである。

ア 上記供述は、Fを殺害するまでの被告人の言動、cマンション203号室内の状況などが具体的かつ詳細であり、迫真性にも富んでおり、内容的に不自然、不合理なところがない。

イ Bは、検察官調書において、被告人方に身を寄せていた平成14年1月中旬ころから同年4月末ころまでの間、被告人が、AとBに対し、「Fのせいで刑務所に行くはめになり、娘夫婦が離婚して、家族がバラバラになった。Fのことは絶対に許せない。必ず落とす前つけてやる。俺は口に出したことはやる。いつかきっちりけじめをつけてやる。」などと述べ、さらに、Bに対して、「覚せい剤にコカイン混ぜて注射したら死ぬかな。コカインは手に入らないか。」「覚せい剤にクロロホルムを混ぜて注射したら、どうなるかな。」などと述べていた旨供述している。これに符合するように、Aも、検察官調書において、被告人が刑務所に行った報復としてFを殺害すると述べていた旨供述している。

ウ Cは、検察官調書において、被告人方に身を寄せていた平成14年9月ころから10月ころまでの間、被告人が、Cに対し、「Fのせいで、刑務所に行くことになり、家族がバラバラになったから、お礼参りとして覚せい剤を大量に射ってFを殺し、Fの死体を崖下にけ落として捨てた。」などと述べ、Cと共にAを連れ戻そうとして脅迫したころにも、「AにFを殺すとき手伝ってもらったので、Aには帰ってきてもらわないと困る。」などと述べていた旨供述している。

エ B、Cが、あえて被告人に不利な虚偽の事実を述べたり、事実を誇張したりして、被告人を罪に陥れなければならないような事情があるとは考えがたいから、上記イ、ウのとおり、被告人が、周囲の者に対し、Fが死亡する前には、Fに対する殺意をうかがわせる発言をし、Fが死亡した後には、そのすべてが真実であるとはいえないにしても、Fの殺害を自認する発言をしていたことが認められる。しかも、B、Cが供述する被告人のF殺害の動機、方法は、Aが公判廷において供述する本件殺人に際しての被告人の言動と符合している。

3 これに対し、被告人は、捜査段階において、当初は、Fが死亡したことは知らなかった旨供述し、その後、ドライブ中に、Fが自動車から降りて、一人で山の中に入って行き、翌日、そこに戻ってみるとFが死んでいた旨供述し、やがて、Fが自分で覚せい剤を大量に注射して死んでしまったなどと供述していたが、起訴後に作成された検察官調書及び第1回公判期日においては、Fのいびきがうるさかったので、その口と鼻にタオルをのせていたら、Fが死んでしまったなどと供述していた。

(1) しかしながら、被告人は、第5回公判期日に至って、大要、以下のとおり供述するようになった。

ア Fは、平成14年8月27日cマンション203号室において、覚せい剤を使用して、午後11時ころ風呂に入り、午前1時か1時半ころ、風呂から出て、目が回ると言いながら、苦しそうに息づかいをしていたが、横になって1時間も経つと、大きないびきをかくようになった。

イ Aは、折に触れて203号室に現れ、Fが風呂に入ったことなどから、自分とFの関係を疑っていたところ、午前2時半ころ、トイレで用を足して203号室に戻ると、AがFの口と鼻をタオルでふさいでおり、Fの手の色や爪

の色が変わって来たが、それを見てパニックになり、それからのことはよく覚えていない。

ウ 捜査段階では、Aの身代わりになって、F殺害の罪を負うつもりだったが、Aが、公判廷において、自分から暴行、脅迫を受けていたなどと、自分との夫婦生活について嘘の証言をしたので、Aをかばう気持ちがなくなり、真実を供述することにした。

(2) しかしながら、このような被告人の供述は、次の諸点に照らして、信用できない。

ア 被告人の上記供述は、Aが、被告人とFの関係を疑いながらも、あまり203号室に来ることはなかったが、被告人がトイレに入っていた数分のうちに203号室に入り込み、Fを殺害しようとしたにもかかわらず、被告人は、それまで控えめにしか不満を示さなかったAの殺害行為を阻止しようとせず、救命措置も講じなかったというものであって、誠に不自然、不合理である。

また、Fの死体は白骨化していて死因を判定できなかったところ、被告人は、捜査段階において、当初は、Fが死亡したことを知らなかった旨供述し、その後、他の証拠に符節を合わせて、次第に事実関係を認めてきているのであるから、そのような被告人の供述が、Aをかばうためのものであったとは認めることができず、このような被告人の捜査段階の供述と対比して、さらに変遷を重ねた被告人の公判廷における供述は、到底信用できるものではない。

イ 被告人が、平成15年8月、友人であるD宛に、AがFを殺害したが、自分が身代わりになってF殺害の罪を負う旨の手紙を出していることが認められるところ、その時期は、被告人が公判廷においてF殺害を争うことを明確にした後であり、Aに対する証人尋問が行われた前であったから、被告人が、AによってFが殺害されたと弁解するに当たり、裏付けとなる事実を作出しようとしたものであっても矛盾がないことになる。

また、被告人の実姉Eは、公判廷において、平成14年10月中旬ころ、被告人から、電話で、Aが人を殺したけれども、自分がその罪を負うつもりであることを告げられた旨供述をしているが、その時期にはFの死体すら発見されていないから、捜査段階で上記のとおり供述をしてきた被告人が、Eにそのような電話をかけたというのは、いかに不自然であり、Eが、被告人からの電話の後、被告人に詳細を尋ねたことなど、殺人を打ち明けられた親族であればとるであろう対応について供述していないことに照らしても、そのような事実があったとして、被告人の供述の信用性を肯定することはできない。

4 以上を総合すれば、被告人がFを殺害したものと優に認めることができる。

(累犯前科)

被告人は、(1)平成8年10月2日千葉地方裁判所で器物損壊及び恐喝未遂罪により懲役2年4月に処せられ、平成11年2月25日その刑の執行を受け終わり、(2)その刑についての仮出獄中に犯した大麻取締法違反及び銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪により同年8月4日千葉地方裁判所で懲役1年6月に処せられ、平成12年11月6日その刑の執行を受け終わったものであって、これらの事実は、検察事務官作成の前科調書及び上記(1)(2)の各前科に関する判決書謄本2通によって認める。

(法令の適用)

罰 条	
判示第1の所為	刑法199条
判示第2の所為	同法60条, 190条
判示第3の所為	同法60条, 222条
判示第4の所為	覚せい剤取締法41条の3第1項1号, 19条
判示第5の所為	刑法95条1項
刑種の選択	
判示第1の罪	無期懲役刑を選択
判示第3及び第5の罪	いずれも懲役刑を選択
累犯加重	判示第2ないし第5の罪の刑について、同法56条
1項, 57条によりそれぞれ再犯の加重	
併合罪の処理	以上は同法45条前段の併合罪であるが、判示第1

の罪について無期懲役刑を選択したので、同法46条2項本文により他の刑を科さない。

未決勾留日数の算入

同法21条

訴訟費用の不負担

刑訴法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は、被告人が、被害者の警察に対する被告人からけん銃を預かっていた旨の申告によって、銃砲刀剣類所持等取締法違反等の罪により懲役刑に処せられたことから、その報復として被害者を殺害した上(判示第1)、当時の妻と共謀して、その被害者の死体を山中に遺棄し(同第2)、配下の者と共謀の上、自分の下を去った当時の妻を連れ戻すため、その妻を脅迫し(同第3)、さらに、自ら覚せい剤を使用し(同第4)、殺人、死体遺棄の罪によって起訴された後の勾留中、留置係の警察官に暴行を加えて公務の執行を妨害した(同第5)という、殺人、死体遺棄、脅迫、覚せい剤取締法違反及び公務執行妨害の事案である。

判示第1の殺人は、被害者が被告人の犯罪行為を警察に申告したことに対する報復として行われたものであるところ、市民が犯罪を覚知したことを自由に捜査機関に申告できることにより、刑事司法が適正に機能し、犯罪に対して公正なる処罰がなされ、健全な社会が成り立つのであるから、本件殺人の動機は、犯罪に対する公正なる処罰を阻害しようとするものであり、健全な社会の成立の基盤となる制度に対する重大な挑戦と評価されるべきものである。しかも、被告人は、自らの犯罪行為を覚知しやすい立場にある当時の妻の面前で被害者を殺害し、それが自分に逆らう者に対するみせしめであるかのような言動に及んでいるのであるから、このような被告人に対しては、深甚な刑罰をもって臨むほかはないものというべきである。

被告人は、本件殺人の約4か月前ころから、周囲の者に向けて、被害者に対する報復の意図を明らかにし、具体的な殺害方法を吹聴して、それに従って被害者を殺害しているというべきであり、その犯行は、執念深い強固な意思に基づく用意周到な犯行といわざるを得ない。

また、被告人は、覚せい剤を大量に摂取して呼吸困難と意識不明に陥って抵抗できない状態にある被害者に対し、その顔面に濡れたタオルをかぶせた上、苦しんで顔を振る被害者の口と鼻付近をタオルで押さえ続け、被害者の皮膚の色が紫色に変色していく様子を目の当たりにしながら、被害者を窒息死させたのであり、本件殺人は、非情で冷酷かつ残忍な犯行である。

しかも、被告人は、被害者を殺害した後、被害者の軽自動車を犯行現場から離れた公園に乗り捨て、犯行に用いたタオルや被害者の所持品を投棄した上、被害者の遺体を山林内に運び込んで遺棄するという判示第2の死体遺棄の犯行に及ぶなど、徹底した犯跡隠滅を図っており、被害者を殺害した後の情状にも酌むべきところがない。

被害者は、交通事故により頭部外傷を負って、その後遺症としててんかんの持病を負いながら、自ら職を探して、簡単な内職や葬儀社のピラ配りの仕事などをしていたところ、被告人の犯罪行為を警察に申告するという市民としてなすべき行為をしたため、呼吸困難の苦しみを味わいながら窒息死させられている。さらに、本件死体遺棄の犯行が行われたため、被害者の遺体が、約7か月間にわたって山林内に放置され、ほぼ完全に白骨化した状態で発見されていることからすると、被害者は、死後もなおその尊厳を踏みにじられているのであって、被害者の無念さには察して余りあるものがある。

被害者の年齢の実母は、夫の亡き後に残された一人娘である被害者を唯一の生きる希望とし、被害者と二人で慎ましくささやかな幸せを求めて余生を送ろうとしていたところ、思いもかけず被害者の失踪という事態に直面させられ、その安否を気遣い不安な日々を送っていたのもむなく、被害者が無惨な白骨死体として発見されたという悲報に接したのであり、その悲嘆、怒り、絶望感は筆舌に尽くしがたいものであったと推察される。被害者の実母が、公判廷において、被告人に対し極刑を望む趣旨の意思を明らかにしているのも、十分に理解できる。

しかるに、被告人は、被害者の実母に対し、一片の謝罪もしていないばかりか、捜査段階から、一貫して本件犯行を否認し、場当たりに不合理な弁解を重ね、自己の刑事責任を免れることに汲々とし、公判廷においては、卑劣にも、前妻に本件殺人の罪をなすりつけようとしているのであって、被告人に真摯な反省の情や被害者に対する哀悼の情は到底認めることができない。

判示第3の脅迫は、被告人が、配下の者と共謀の上、本件殺人及び死体遺棄の犯行後、被告人を恐れて被告人の下から逃げ出した前妻を連れ戻すため、その前妻を

脅迫したというものであり、判示第5の公務執行妨害は、被告人が、本件殺人、死体遺棄の起訴後の勾留中、留置係の警察官に他の留置室に移された同房者を戻すように求めたのが聞き入れられなかったため行ったものであって、いずれも自己本位な要求を押し通すため、手段を選ばずに行われたものである。判示第4の覚せい剤の自己使用は、被告人が、これまで覚せい剤の自己使用など多数の薬物事犯によりたびたび懲役刑に処せられていたにもかかわらず、再び覚せい剤に手を染めたというものである。

被告人は、暴力団員として活動するかたわら、傷害罪による罰金前科1犯のほか、懲役前科6犯を有し、いずれも実刑に処せられているところ、これらの懲役前科の中には、覚せい剤取締法違反の罪による前科3犯がある上、自己本位な欲求を遂げるため被害者の人格を無視した粗暴な手段に訴えて行われた強姦致傷、恐喝未遂などがある。そうすると、累次の有罪判決、服役にもかかわらず、被告人の反社会的性格は、改まるどころか、むしろ深化しているというべきである。

これらの諸事情を総合考慮すれば、被告人の刑事責任は重大であるというほかなく、本件殺人が、被害者1名に対するものにとどまり、自室で犯行に及ぶなど、緻密な計画に基づいて行われたとまではいいがたい上、被害者が安易に被告人からの覚せい剤使用の誘いに乗るといふ不用意な行動を取ったことがその発端になっているなど、被告人のために斟酌することのできる事情を十分に考慮しても、被告人に対しては無期懲役をもって臨むのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 無期懲役)

平成16年5月28日

千葉地方裁判所刑事第3部

裁判長裁判官

山口 雅 高

裁判官

宮 本 孝 文

裁判官

西 田 昌 吾